

覚書

e-lesson 振興協会(以下甲という)とXXX(以下乙という)とは、甲が使用許諾権を保有する「e-lesson」の商標を乙が使用するにあたり、次の覚書を締結する。

第1条 (定義)

本覚書における商標とは、登録番号 第 4673682 号
商標 e-lesson 役務の区分 第 41 類(技芸・スポーツまたは知識の教授)
のことをいう。

第2条 (使用)

甲は乙に対して、第1条記載の商標を使用することを認める。

第3条 (対価)

乙は甲に対して、第2条に規定する使用权の対価として、年間 60 万円を支払うものとする。支払い方法は別途定める。

第4条 (第三者への使用許諾の禁止)

乙は第1条で定義された商標を第三者に使用許諾してはならない。

第5条 (損害賠償)

乙は、第1条で定義された商標を使用する乙の商品がその瑕疵により第三者に対し損害を与えた場合、これに対する全責任を負い、甲に対し迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

第6条 (解約)

乙が故意又は重大な過失により本覚書の定めに違背して甲に対し損害を与えた場合は、甲は本覚書の解約及び損害賠償の請求並びにその他必要な措置をとることができる。

第7条 (有効期限)

本覚書の有効期限は本覚書締結の日から1年間とする。但し、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれか一方より別段の申し出がない場合には本覚書は1年間更新され以後も同様とする。

第8条（規定外事項）

本覚書に定めのない事項、又は本覚書の運用、解釈、その他について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議の上決定するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し甲及び乙の記名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲： 横浜市栄区笠間 3-45 K-1302
e-lesson 振興協会 代表 中山静夫

乙：